

放送大学10月入学生募集

放送大学は、テレビ・ラジオで授業を行う通信制の大学です。現在、平成18年10月の入学生を募集しています。

募集学部

教養学部
科目履修生 6か月間在学し、希望する科目を履修
選科履修生 1年間在学し、希望する科目を履修
全科履修生 4年以上在学し、学士の学位を習得
大学院

修士科目生 6か月間在学し、希望する科目を履修
修士選科生 1年間在学し、希望する科目を履修
申込期限 8月15日(火)
詳しくは、お問い合わせください。

【問い合わせ・申込先】

放送大学鹿児島学習センター
099 239 3811

介護実技講習受講生募集

介護に関心のある人を対象に、家庭での介護やボランティア活動に役立つ介護の初歩的な知識と介護方法を学ぶ介

護実技講習を開催します。

日時 7月13日(木) 14日(金)

場所 県民健康プラザ健康増進センター
定員 30人
受講料 無料
申込方法 電話でお申し込みください。

【問い合わせ・申込先】

県介護実習・普及センター
099 221 6615

お知らせ

地場産業振興補助制度について

地場企業等が行う新製品(新技術)開発・需要開拓等の事業に地場産業振興補助金を交付します。
対象者 中小企業法に規定する中小企業もしくは中小企業者で構成された団体又は地域グループで、本市に主たる事務所を有するもの
補助率 補助対象経費の2分の1以内の額

住宅改造費を助成

助成対象者

・高齢者住宅 介護保険の要介護認定において要支援又は要介護の認定を受けた人が属する世帯
・障害者住宅 身体障害者手帳所持者で、障害の程度が1級又は2級に該当し、日常生活に支障のある人が属する世帯
所得制限 生計中心者の前年の課税所得金額が330万円以下の世帯
補助対象 自宅又は借家借間で、既存の居室、台所、便所等を改造するために要する経費(借家、借間は持主の許可が必要)
補助金額 補助対象となる経費(1件80万円以内)の3分の2で上限額が533千円です。

【問い合わせ・申込先】

市商工観光課商工振興係
099 431 1121

申請期間 7月1日(土) 8月31日(木)

着工日 補助金決定通知書を受理した日以降(事前に着工している場合は対象外)

その他
・改造経費に、介護保険法又は市重度身体障害者日常生活用具給付等実施要綱の規定により給付を受ける住宅改修費が含まれる場合、その金額を除いた額が補助対象経費となります。
・申請件数が多い場合は、助成を受けられない場合があります。

【問い合わせ・申込み先】

市高齢障害福祉課
099 431 1116

水ぼうそうの流行に注意

水ぼうそうは、水痘・帯状疱疹ウイルスを原因として年間を通じて流行する病気です。せきやくしゃみ等又はウイルスで汚染されたものと接触して感染します。

症状等 発疹(丘疹、水ぼうそう、痂皮)、発熱等の症状が出ます。
予防策 感染者との接触を避けま

しょう。

手洗いとうがいを励行しましょう。

【問い合わせ】

市健康増進課
099 441 2110

平和公園レジャープール「アクアゾーンくしら」がオープン

「アクアゾーンくしら」は、2つのウォーター 슬라이ダーと3つのプールを備えたレジャープールです。

施設

・流水プール(外周204m、深さ1.1m)
・ウォーター 슬라이ダー2基(高さ10m・長さ76m、高さ3.5m・長さ48m)
・着水プール(深さ1m)
・幼児プール(深さ0.1~0.4m)

幼児用スライダー有り
利用期間 7月15日(土) 8月31日(木) 無休
利用時間 10時~18時(入場は17時まで)
入場料
幼児(3歳以上) 200円
小・中・高生 300円
一般 500円

付き添いの人で泳がない場合

・新製品・新技術等の開発事業 限度額100万円
・需要開拓事業 限度額50万円

応募期限 7月31日(月)
詳しくは、お問い合わせください。

【問い合わせ・申込先】

市商工観光課商工振興係
099 431 1121

合でも、入場料が必要です。コインロッカーの使用料が100円必要です。

【問い合わせ】

串良総合支所建設維持課
099 463 3115
レジャープール
099 463 8287



鹿児島生命倫理ネットワーク第6回生命倫理研究会の開催

いのちと健康に関心を寄せる市民のためのオープンセミナー(無料)です。

日時 7月9日(日) 14時~16時
場所 県民健康プラザ健康増進センター
内容

・認知症の理解とリハビリテーション(若松直樹先生)
・離島・へき地医療を向上させるための教育機関(阿部智先生)

・こどもの遊びと前頭葉機能(志村正子先生)
【問い合わせ】
鹿屋体育大学内児玉研究室
099 446 4967

国民年金保険料の免除制度が利用しやすく変わります

平成18年度の国民年金保険料は、月額13,860円ですが、経済的な理由等で保険料の納付が困難な場合は、申請手続きをすることで、保険料の納付が免除又は一部納付(一部免除)となる制度があります。詳しくはお問い合わせください。

若年者納付猶予制度 = 30歳未満の人の保険料納付が猶予
学生納付特例制度 = 学生の人の保険料納付が猶予

これらの制度を利用する場合は、本人、配偶者、世帯主の前年所得が、それぞれ一定基準額以下であることが条件です。

(失業・倒産・事業の廃止・天災などの理由で保険料を納付することが困難な場合は、本人の前年所得は審査基準に含まれません。ただし、確認書類が必要になります)

免除制度

| 免除制度 | 国民年金保険料 | 老齢基礎年金額の計算(全額納付を1とした場合) | 受給資格期間 |
|-----------|---------|-------------------------|--------|
| 全額納付 | 13,860円 | 1 | |
| 全額免除制度 | 全額を免除 | 1 / 3 | |
| 4分の1納付制度 | 3,470円 | 1 / 2 | |
| 2分の1納付制度 | 6,930円 | 2 / 3 | |
| 4分の3納付制度 | 10,400円 | 5 / 6 | |
| 若年者納付猶予制度 | 全額を猶予 | 反映されない | |
| 学生納付特例制度 | 全額を猶予 | 反映されない | |
| 未納 | × | 反映されない | × |

【問い合わせ】

市民課国民年金係 0994-43-2111
各総合支所市民生活課

鹿屋都市計画区域を拡大

鹿屋港・高須港の埋め立て竣工に伴う海岸部の拡大に対応し、これまでの市街地と一体となった都市づくりを総合的に整備、開発及び保全を図るために、埋立地を含む錦江湾地先の海まで都市計画区域を拡大します。

今後、関係機関と協議・調整し、都市計画区域の変更の手続きを行います。

質問、意見等がありましたら下記までお知らせ下さい。

【問い合わせ】

市都市政策課都市計画係
0994-31-1130

